

## オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク 設置要綱

## (目的)

第1条 2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、オホーツク管内市町村が目指す姿を共有し、連携しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進めるための情報共有、連絡調整を行うことを目的としてオホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク（以下「連携ネットワーク」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 連携ネットワークは、別表1に定める構成機関をもって構成する。

## (議題)

第3条 連携ネットワークの議題は、次のとおりとする。

- (1) 脱炭素化に向けた情報の共有、発信及び普及啓発に関すること
- (2) 脱炭素化に向けた取組の検討、実施及び拡大に関すること
- (3) 脱炭素化に向けた調査及び研究に関すること
- (4) その他目的の達成のために必要な事項

## (会議の開催)

第4条 連携ネットワークに座長を置き、オホーツク総合振興局地域創生部長をもってあてる。

- 2 連携ネットワークは、座長が招集するものとする。
- 3 座長に事故があるときは、座長が予め指定する者が、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて、構成機関以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

## (事務局)

第5条 連携ネットワークの事務を処理するため、オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課に事務局を置く。

## (見直し期限)

第6条 本連携ネットワークは、令和4年11月14日から起算して2年を経過するとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携ネットワークの運営等に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	機 関 名	職 名
市 町 村 ゼロカーボン 担 当 課	北見市 市民環境部（ゼロカーボン推進）	主 幹
	網走市 市民環境部生活環境課	課 長
	紋別市 市民生活部環境生活課	課 長
	美幌町 建設部環境管理課	課 長
	津別町 住民企画課	課長補佐
	斜里町 総務部環境課	課 長
	清里町 企画政策課	主 幹
	小清水町 町民生活課	課 長
	訓子府町 企画財政課	課 長
	置戸町 企画財政課	課 長
	佐呂間町 町民課	課 長
	遠軽町 総務部企画課	主 幹
	湧別町 企画財政課	課 長
	滝上町 まちづくり推進課	課 長
	興部町 まちづくり推進課	課 長
	西興部村 企画総務課	課 長
	雄武町 住民生活課	課 長
大空町 総務課	参 事	
事 務 局	北海道オホーツク総合振興局 地域創生部 地域政策課	地域創生部長 課 長